

## 処遇改善加算についての情報公開

こちらのページでは社会福祉法人どんまいの福祉・介護職員の特定処遇改善加算の取得状況と職場環境改善の取り組みについてご紹介しています

## 処遇改善加算の取得状況

社会福祉法人どんまいでは処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰを取得しています

（福祉・介護職員処遇改善加算を取得するためには「キャリアパス要件」と「職場環境等要件」の算定要件を満たす必要があります。）

## どんまいのキャリアパス要件

- ①資質向上のため研修計画を会議等で周知し、計画に沿って研修機会の提供・技術指導等、OJT を活用した研修会を定期的実施しています
- ②資格取得のための研修など受講しやすいよう研修にかかる費用（交通費・受講費）を支給するとともにシフト調整など柔軟に行い有給にて資格取得をサポートしています。
- ③経験・資格取得やスキルアップが給与や待遇に適切に反映されることで職員の定着とモチベーションの向上に取り組んでいます。

## どんまいの職場環境等要件

### 資質の向上

働きながら介護福祉士等の資格取得を目指すものに対する実務者研修受講支援やより専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担をけいげんするための代替職員確保を含む）

### 労働環境・処遇の改善

福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護リフト・介護機器等の導入  
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

### その他

中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入など）

職員の増員による業務負担の軽減

## 見える化要件について（特定加算）

自社のホームページに掲載

いつでも閲覧できるように玄関先ファイルにて常設しています

## 賃金改善について

### 処遇改善加算

- ・ 福祉・介護職員の基本給の引き上げ（経験・資格を考慮して各人ごとに決定）
- ・ 資格手当の支給
- ・ 一時金として年3回に分けて支給しています
- ・ 処遇改善加算の対象者でない調理員・事務員についても同額（常勤換算配分）支給しています

### 特定処遇改善

- ・ 経験・資格等状況を加味し職員を下記グループに分類
  - A:経験・技能のある障害福祉人材
  - B:その他の介護職員

特定処遇改善加算の定めるルールに基づき、各グループごとの配分率を決定し個人ごとに特定処遇改善加算金額を決定します

キャリアパス要件とは

#### ■キャリアパス要件Ⅰ

- (1)介護職員の任用における職位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めること。
- (2) (1)に掲げる職位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めていること。
- (3) (1)および(2)の内容について職業規則などのもので書面で明確にし、周知していること。

#### ■キャリアパス要件Ⅱ

- (1)次のア.またはイ.の条件を満たした計画を作成していること。
  - ア.資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施（OJT、OFF-JT）するとともに介護職員の能力評価を行うこと。
  - イ.資格取得のための支援（金銭、休暇の取得など）を行うこと。
- (2)上記の内容をすべての介護職員に周知していること。

#### ■キャリアパス要件Ⅲ

- (1)次のいずれか昇給の仕組みを導入していること。
  - ・経験年数や勤続年数に応じて昇給する仕組み
  - ・資格取得（または保有）により昇給する仕組み
  - ・人事評価や試験結果により昇給する仕組み

(2)上記の内容をすべての介護職員に周知していること。  
経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。(新設)

#### 職場環境等要件とは

- ・賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施すること
- ・介護職員処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員へ周知することが必要です。

さらに、申請できる加算は、算定要件をどの程度満たしているかによって異なります。区分別の算定要件は以下の通りです。

#### 処遇改善加算Ⅰの算定要件について

キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの全て、及び職場環境等要件を満たしていること。

- (1) 処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。
- (2) 労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。
- (3) 新たな定量的要件（職場環境等要件）を満たしていること。平成27年4月から計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容および当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (4) キャリアパス要件Ⅰを満たしていること。
- (5) キャリアパス要件Ⅱを満たしていること。
- (6) キャリアパス要件Ⅲを満たしていること。

- ・賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施すること
- ・介護職員処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員へ周知することが必要です。

さらに、申請できる加算は、算定要件をどの程度満たしているかによって異なります。区分別の算定要件は以下の通りです。

#### 処遇改善加算Ⅱの算定要件について

キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの全て、及び職場環境等要件を満たしていること。

- (1) 処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。
- (2) 労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。
- (3) 新たな定量的要件（職場環境等要件）を満たしていること。平成27年4月から計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容および当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

- (4) キャリアパス要件Ⅰを満たしていること。
- (5) キャリアパス要件Ⅱを満たしていること。
- (6) キャリアパス要件Ⅲを満たしていること。